

5 違反の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

① 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・ 点呼の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- ・ 乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- ・ 運転者に対する指導及び監督の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ・ 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ・ 高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ・ 運送の申込者に対して運送引受書を適切に交付していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

(2) 文書警告

① 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・ 乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務させていた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)